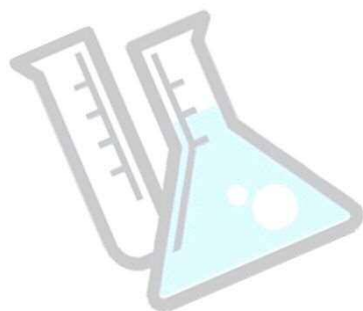
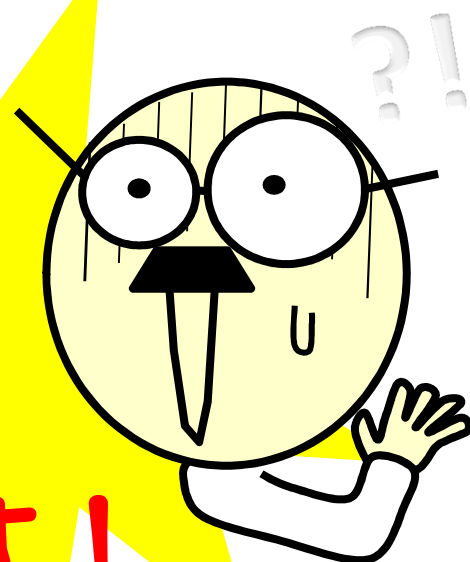


薬品を使用している皆さんへ



2014年11月 法律が大きく 変わります！



クロロホルム、ジクロロメタン、ジオキサン
など、我々が実験室で頻繁に使用している薬
品（10物質）に対する法律が変わります。



- ・局所排気装置使用
- ・注意事項等の掲示
- ・使用記録の30年保管 等

が法的に義務付けられます

極めて重要な法改正です。 後添の
“「有機溶剤」「特定化学物質」を使用する我々に
は守らなければならない法律があります”
を必ず確認し、対応をお願いします。



クロロホルム、ジクロロメタン、1,4-ジオキサンなどの10物質については、**発がん**
のおそれがあることから、法的にも「有機溶剤」の 카테고리から「特定化学物
質」へ移行し、発がん性を踏まえた措置が義務づけられるようになりました。



Caution!!

「有機溶剤」「特定化学物質」
を使用する我々には
守らなければならない法律があります

まずは・・・

リスト 1～3 の対象物質一覧を
確認してください！



「有機溶剤」(リスト1)を使用しているなら

- 局所排気装置の使用と定期的自主点検が義務です
- 「有機溶剤等使用の注意事項」の掲示が義務です
- 使用している有機溶剤の種別に応じて、種別のシールを使用場所に貼り付けてください。



「特定化学物質」(リスト2)を使用しているなら

- 局所排気装置の使用と定期的自主点検が義務です
- 「特定化学物質」のシールを使用場所に貼り付けてください。
- 第2類物質特別有機溶剤等の場合、「有機溶剤等使用の注意事項」の掲示及びシールも必要です。

→ 「特定化学物質」の中でも
「特別管理物質」(リスト3)を使用しているならさらに・・・

- 物質ごとに取扱上の注意事項等を明示した掲示が義務です
- 使用記録の作成とその記録の30年間保管が義務です

→ 詳細は次ページをご覧ください



■ 局所排気装置の使用と定期的自主点検

特定
化学物質
特化則第30条

有機溶剤
有機則第20条

「有機溶剤」および「特定化学物質」の使用時には局所排気装置の使用が義務付けられています。

（有機溶剤の第3種については使用は義務ではありません）
また、使用している局所排気装置は年に一度以上自主点検を行うことが法に定められています。点検の記録は部局に提出し、保存しておくことになります。



■ 使用物質の取扱時の注意事項等の掲示

特定
化学物質
特化則第38条の3

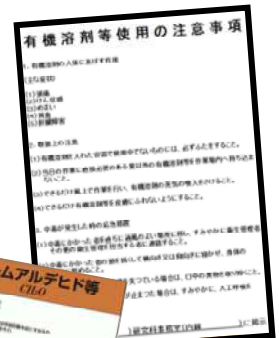
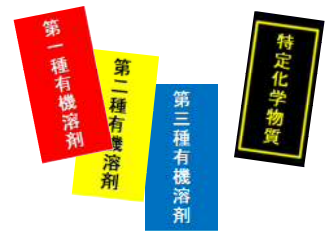
有機溶剤
有機則第24条

■ シールの貼布

- 有機溶剤を使用している場合、種別に応じて、第一種、第二種、第三種のシールを使用場所に貼り付けてください。
- 特定化学物質を使用している場合、「特定化学物質」のシールを使用場所に貼り付けてください。

■ 取扱の注意事項等の掲示

- 有機溶剤使用時には「有機溶剤等使用の注意事項」を使用場所に掲示する必要があります。
- 特定化学物質の中でも「特別管理物質」を使用する場合、特別な掲示が必要になります。物質毎に、物質の名称、人体に及ぼす作用、取扱上の注意事項、使用すべき保護具について明示したものを見やすい箇所に掲示する必要があります。



掲示を行っている使用場所例

※掲示物、シールのフォーマットは全て安全衛生管理部HPからダウンロードできます。

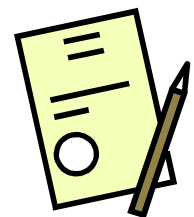
■ 使用記録の作成とその記録の30年間保管

特別
管理物質
特化則第38条の4

特別管理物質を使用する場合、その物質の使用者について、1月を超えない期間ごとに使用者の氏名、使用物質、使用量、使用目的について、記録した作業記録を作成し、30年保存しておく必要があります。

※記録の様式は安全衛生管理部HPからダウンロードできます。後添の「「特別管理物質」作業記録の残し方」も参考にしてください。

※「特別管理物質」は発がん性があることから、長年たった後に発がんする可能性があります。そのため、長期間の使用記録を残しておく必要があります。



リスト1 「有機溶剤」対象物質一覧

ここで上げる有機溶剤は、労働安全衛生法の有機溶剤中毒予防規則で定められている物質です。

法区分	物質名	対象になる含有濃度 [重量%]
第一種 有機溶剤	1,2-ジクロロエチレン 二硫化炭素	5%超
第二種 有機溶剤	アセトン イソブチルアルコール イソプロピルアルコール イソペンチルアルコール エチルエーテル エチレングリコールモノエチルエーテル エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート エチレングリコールモノ-ノルマル-ブチルエーテル エチレングリコールモノメチルエーテル オルト-ジクロロベンゼン キシレン クレゾール クロロベンゼン 酢酸イソブチル 酢酸イソプロピル 酢酸イソペンチル 酢酸エチル 酢酸ノルマル-ブチル 酢酸ノルマル-プロピル 酢酸ノルマル-ペンチル 酢酸メチル シクロヘキサノール シクロヘキサノン N,N-ジメチルホルムアミド テトラヒドロフラン 1,1,1-トリクロロエタン トルエン ノルマルヘキサン 1-ブタノール 2-ブタノール メタノール メチルエチルケトン メチルシクロヘキサノール メチルシクロヘキサノン メチル-ノルマル-ブチルケトン	5%超
第三種 有機溶剤	ガソリン、コールタールナフサ 石油エーテル、石油ナフサ、石油ベンジン テレピン油、ミネラルスピリット	5%超

リスト2「特定化学物質」対象物質一覧

特定化学物質とは、労働安全衛生法の特定化学物質等障害予防規則で定める物質のことです。

法区分	物質名	対象になる含有濃度 [重量%]
第一類物質	ジクロロベンジン及びその塩 アルファーナフチルアミン及びその塩 塩化ビフェニル(PCB) オルトトリジン及びその塩 ジアニシジン及びその塩	1%超
	ベリリウム及びその塩	1%(合金は3%)超
	ベンゾトリクロリド	0.5%超
第二類物質 特定第二類物質	アクリルアミド アクリロニトリル エチレンオキシド エチレンイミン 塩化ビニル 塩素 クロロメチルメチルエーテル シアン化水素 3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン パラジメチルアミノアゾベンゼン 臭化メチル トリレンジイソシアネート ベータプロピオラクトン ベンゼン 硫酸ジメチル ニッケルカルボニル ヨウ化メチル 硫化水素 ホルムアルデヒド 酸化プロピレン 1,1-ジメチルヒドラジン ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト (DDVP)	1%超
	フッ化水素 パラニトロクロロベンゼン	5%超
第二類物質 オーラミン等	オーラミン マゼンダ	1%超
第二類物質 管理第二類物質	アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基またはエチル基) カドミウム及びその化合物 クロム酸及びその塩 ヒ素及びその化合物(アルシン、ヒ化ガリウムを除く) 五酸化バナジウム ニトログリコール 重クロム酸及びその塩 水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く) ペンタクロロフェノール(PCP)及びそのナトリウム塩 オルトフタロジニトリル マンガン及びその化合物(塩基性酸化マンガンを除く) ニッケル化合物(ニッケルカルボニルを除き粉状のものに限る) インジウム化合物 コバルト及びその無機化合物	1%超
	コールタール シアン化ナトリウム シアン化カリウム	5%超

法区分	物質名	対象になる含有濃度 [重量%]
第二類物質 特別有機溶剤等 (エチルベンゼン等)	エチルベンゼン※1	1%超、1%以下・有機溶剤と足して5%超
第二類物質 特別有機溶剤等 (1,2-ジクロロプロパン等)	1,2-ジクロロプロパン※1	1%超、1%以下・有機溶剤と足して5%超
第二類物質 特別有機溶剤等 (クロロホルム等)	クロロホルム※2 四塩化炭素※2 1,4-ジオキサン※1 1,2-ジクロロエタン※2 ジクロロメタン※1 スチレン※1 1,1,2,2-テトラクロロエタン※2 テトラクロロエチレン※1 トリクロロエチレン※2 メチルイソブチルケトン※1	1%超、1%以下・有機溶剤と足して5%超

※1 有機溶剤の種別は第2種有機溶剤

※2 有機溶剤の種別は第1種有機溶剤

リスト3 「特別管理物質」対象物質一覧

特別管理物質とは、労働安全衛生法の特定化学物質等障害予防規則で定める特定化学物質の中でも、特に発がん性のある物質またはその疑いのある物質のことです。
 ※以下の表は特定化学物質対象物質から「特別管理物質」を抜粋したものです。

法区分	物質名	対象になる含有濃度 [重量%]
第一類物質	ジクロロベンジン及びその塩	1%超
	アルファーナフチルアミン及びその塩	
	オルトトリジン及びその塩	
	ジアニシジン及びその塩	
	ベリリウム及びその塩	1%(合金は3%)超
	ベンゾトリクロリド	0.5%超
第二類物質 特定第二類物質	エチレンオキシド	1%超
	エチレンイミン	
	塩化ビニル	
	クロロメチルメチルエーテル	
	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	
	パラジメチルアミノアゾベンゼン	
	ベータプロピオラクトン	
	ベンゼン	
	ニッケルカルボニル	
	ホルムアルデヒド	
	酸化プロピレン	
	1,1-ジメチルヒドラジン	
	ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(DDVP)	
第二類物質 オーラミン等	オーラミン	1%超
	マゼンダ	
第二類物質 管理第二類物質	クロム酸及びその塩	1%超
	ヒ素及びその化合物(アルシン、ヒ化ガリウムを除く)	1%超
	コールタール	5%超
	重クロム酸及びその塩	1%超
	ニッケル化合物(ニッケルカルボニルを除き粉状のものに限る)	
	インジウム化合物	
	コバルト及びその無機化合物	

法区分	物質名	対象になる含有濃度 [重量%]
第二類物質 特別有機溶剤等 (エチルベンゼン等)	エチルベンゼン	1%超、1%以下・有機溶剤と足して5%超
第二類物質 特別有機溶剤等 (1,2-ジクロロプロパン等)	1,2-ジクロロプロパン	1%超、1%以下・有機溶剤と足して5%超
第二類物質 特別有機溶剤等 (クロロホルム等)	クロロホルム 四塩化炭素 1,4-ジオキサン 1,2-ジクロロエタン ジクロロメタン スチレン 1,1,2,2-テトラクロロエタン テトラクロロエチレン トリクロロエチレン メチルイソブチルケトン	1%超、1%以下・有機溶剤と足して5%超

